

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく荒川区の事務処理に関する業務委託	5200458
工（納）期	令和5年2月28日	
契約締結日	令和4年6月17日	
契約金額	758,890円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人東京都マンション管理士会
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

## 業者選定理由書

件名	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく荒川区の事務処理に関する業務委託
指名業者 (案)	名称 一般社団法人東京都マンション管理士会 所在地 東京都千代田区岩本町二丁目3番8号 代表者 代表理事 親泊 哲
特命理由	<p>本件は、分譲マンションの適正管理促進を目的とし、東京都の条例に基づく調査等について委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 東京都は、「マンション管理士賠償責任保険」への加入を本件業務の従事者要件として示しているが、当該保険は損保ジャパン日本興亜がマンション管理士の唯一の全国組織である「日本マンション管理士連合会」向けに作った保険商品以外に存在せず、マンション管理士が当該保険に加入するためには、「日本マンション管理士連合会」に所属している団体の会員である必要がある。上記業者は、「日本マンション管理士連合会」に加入している東京都を本拠とする唯一の団体である。</p> <p>上記業者は、令和3年度にも本件業務を受託しており、主管課において履行評価を行っているが、調査対象マンションの管理組合へ丁寧で細やかなアドバイスを行う等、履行状況は良好であったため、今年度の本件実施にあっても、円滑で確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)